

けんろく通信

弁護士法人
兼六法律事務所

〒920-0932

金沢市小将町3番8号

TEL 076-232-0130

FAX 076-232-0129

URL:<http://kenroku.net/>

平成27年5月 第20号



(金沢城公園)

目 次

「迅速な裁判を実現する弁護士の会」 を設立しました	2	司法修習生挨拶	4
法科大学院新米講師奮戦記	2	事務員だより	4
Yahoo!ニュース	3	暮らしに役立つ豆知識	4
民法改正について	3	編集後記	4



弁護士
小堀 秀行

「迅速な裁判を実現する弁護士の会」を設立しました

世の中はスマート社会に向かっています。情報通信技術を活用し、あらゆるインフラを統合的に管理し、最適な制御を実現しようとするものです。それは弁護士不要社会を指向すると言って構いません。

建物賃貸借において賃借人が賃料を滞納した場合、現在は弁護士が委任を受けて内容証明郵便で賃料催告と解除通知を行い、任意に出ていかない賃借人に対しては、建物明渡請求訴訟、更には強制執行と面倒な手続が重なっていきます。スマート社会では、賃料支払い状況という情報と建物玄関の鍵が連動しますので、家賃滞納があれば鍵は開かなくなります。家賃の催告は不要です。

自動車ローンの滞納があると、ローン会社は所有権留保に基づいて自動車の引き上げをしようとしたしますが、自動車の所在を確認するだけで大変です。スマート社会では、ローンの滞納と同時にキーが使えなくなり、GPSにより車の所在も把握できますので、速やかに引き上げが可能となります。これからの社会では弁護士の出番はどんどん減っていきます。というより、弁護士や裁判を不要とする社会が望まれているのです。

その最大の理由は、裁判に時間がかかることです。平均して判決まで1年もかかります。世の中はどんどん速くなっています。こんなスローな制度は、社会から見捨てられて当然です。

裁判がせめて半年で終わるようになれば、様相はかなり異なると思います。そのためには弁護士の努力が必要です。

弁論準備期日で裁判官から書面をいつ提出できるか聞かれた際、ほとんどの弁護士は「1ヶ月程度」と答えます。しかし、書面作成に1ヶ月もかかることはありません。通常なら4、5時間もあれば十分です。「他の事件の準備もあるから1ヶ月かかる」という声もありますが、他の事件もすべて前倒しで提出してしまえば解決する問題です。打ち合わせが必要な場合でも、受任時に詳しく事情を聞いておけば、電話で数点を確認すれば済む場合が多いと思います。

そもそも弁護士が作る書面は、「重厚長大」に過ぎます。事件によってはそのような書面も必要でしょうが、通常の事件ではコンパクトな書面が適切です。そもそも、裁判官も重厚長大な書面は好みません。

以上のような考え方に基づいて「迅速な裁判を実現する弁護士の会」を設立しました。

会のルールは二つです。

①準備書面などの書面は原則として2週間以内に提出する。

②登録した弁護士は会のHP (<http://kenroku.net/jin>) で氏名等を公開する。

HPは依頼者も見ていましたし、裁判官も見ていました。2週間ルールを守らなければ、弁護士に対してクレームが来ることとなります。

この運動が拡大し、すべての弁護士が2週間で書面を提出するようになれば、裁判は相当速くなるはずです。そうなれば会の存在意義はなくなりますので、解散致します。



弁護士
二木 克明

「法科大学院新米講師奮戦記」

今年度上半期、金大法科大学院で「刑事訴訟実務の基礎」を教えることになりました。検察官実務家教員として、です。検事として6年間の経験があるとはいえ、弁護士になって既に20年経過しており、まさに降って湧いたような話とは、このことでしよう。決まったのは昨年末ですが、法務研究科長の「実務だけ教えてくれればいいから」という甘い言葉を更に自分に有利に解釈し、しばらくは何の準備もせずに、徒に月日が経ちました。

3月になって、弁護士の講師と裁判官の講師及び法務研究科長とで、最初の打ち合わせがありました。

そこでにわかに、任務の重大さや難しさに気づき、尻に火が点きました。最近の司法試験の問題をあわてて入手して傾向を見たり、論点を整理したり、昔読んだ基本書を引っ張り出して斜め読みしたりと、てんやわんやです。

一方、これまで長い間、腰を据えて勉強することができなかった刑事訴訟法について、条文に返ってじっくり勉強する良い機会になり、脳細胞が活性化されているような、ある種の気持ち良さを感じています。

これを前向きに受け止めて、金大法科大学院生が一人でも多く合格できるよう、全力を尽くしたいと思います。

Yahoo!ニュース



弁護士
浮田 美穂

Yahoo!ニュースに記事を提供している弁護士ドットコムから、去年の8月ころに記事を書いてほしいと依頼を受け、それ以降2カ月に1回程度、書くようになりました。

これまでに書いたのは、『江角マキコさん「ママ友いじめ」騒動「ひどい噂」を流されたら、どうすればいいの？』『スーパー倒産、ポイントカードを持つ客は「債権」として返金請求できる？』『「黄熊」と書いてなんて読む？ 難読「キラキラネーム」子どもにつけても問題ないか』『子どもがもらった「お年玉」親が「没収」して教育費につかっても問題ない？』『ビジネスホテルの「1人部屋」を「ラブホ」代わりに——カップルが使うのは違法？』『痴漢の容疑者をその場で捕まえた！ 被害者はどう対応すればいい？』です。

身近な話題について、法律的にはどうなのかということを解説しています。

最近、Yahoo!ニュースに私の名前が出ていて驚いたと言われることがあるので、結構、皆さん読んでおられるのだと思いました。

Yahoo!ニュースでは、読んだ人が記事に対するコメントを書くことができるの、よいコメントをもらえるように、丁寧に分かりやすく書いていきたいと思います。

民法改正について



弁護士
森岡 真一

平成27年3月31日、民法（債権分野）改正法案が閣議決定されました。現在の民法が施行されたのは明治時代であり、制定から100年以上が経っています。今回、社会・経済の変化への対応、国民へのわかりやすさを目指して、民法が改正されることになりました。

どのような変更があるのでしょうか。例えば、これまで規定がなかった約款について明文化されました。約款は、鉄道やタクシー、電気・ガスといった公共サービスなどで幅広く使われていますが、民法には約款取引のルールがありませんでした。改正法案では、消費者の利益を一方的に害する不当な条項は無効としました。これにより、インターネットショッピングで、長文の約款を十分確認せずに「同意する」ボタンをクリックしてしまったような場合でも、トラブル解決の道筋が見えやすくなります。

この他、これまで明文の規定がなかった敷金についての規定を定めたり、1年～10年とバラバラであった消滅時効の期間が5年間に統一されたり、法定利率が5%から3%に引き下げられたり、連帯保証人を付ける場合には公正証書の作成が義務づけられたりというものがあります。

当事務所でも、この民法改正に備えて、勉強会を実施しました。法律・社会の変化に対応できるように勉強を重ね、日々、研鑽を続けていきたいと思います。

司法修習生挨拶

宮崎昇一郎

平成26年度の司法試験に合格し、今回、兼六法律事務所で弁護修習させていただくことになりました、宮崎昇一郎といいます。

出身地は、石川県七尾市で、修習が終わったあとは、石川県内で弁護士をしようと考えています。

これまで、わたしは、教科書や参考書等で法律の問題を勉強してきましたが、それはあくまで机上での学問であって、相談に来られた方から面と向かって話を聞くという経験をしたことがありませんでした。様々な方との相談に立ち会ったことにより、人から話を聞くこと、自分の考えを伝えることの難しさを学ぶとともに、相談に来られた方と信頼関係を築くことの重大さを身に染みて感じることができました。

そのような中で、兼六法律事務所の弁護士の方々は、みなさんそれぞれのやり方でうまく信頼関係を築いており、勉強になるなあと感じつつ、わたしも弁護士になった際には、先生方のやり方を参考に、うまく信頼関係を築ける弁護士になりたいと思うようになりました。

この拙い文章をご覧になられた方と、いつかどこかでお会いしたときに、「いい先生になったね。」と言ってもらえるよう、頑張りたいと思います。

事務員だより



事務局

村松由季子

最近、ファシリテーション講座に行ってきました。今は、どこの会社も会議は頭打ちで、意見が出てこない、また意見が出ても衝突したりしてうまく収束できない等、会社の管理職が悩んでいるという現状を聞きました。

講座では、2人1組で「1回目は、聞く側は話す側の顔も見ない。相槌も打たない。無視する。2回目は、相手の目を見て、笑顔で相槌を入れて聞く」というワークをしました。

無視される側だったからは、「もう話をできない。苦痛だ!」という声がほとんどでした。聞き方ひとつで相手の感情は大きく変わることを実感。また「聞く」には「聴く」があり、「聴く」は「聴す(ゆるす)」と読み、相手をゆるすことでもあると言われたのが印象的でした。

「相手の話を聞く=相手をゆるす」

こんなコミュニケーションがもっと広がっていったらいいと思いました。普段の仕事の内容と違うセミナーは、学ぶことが多くて楽しい。その上、友達も増える。これからも学び続けたいと思っています。

暮らしに役立つ

豆知識

No.18

成年後見

ろく美：隣のお婆ちゃんが認知症になったようで大変らしいのよ。

けん爺：どんな状態なんじゃ。

ろく美：この前は、訪問販売で100万円もする羽毛布団を買ったらしいのよ。

しかも、お婆ちゃん、買ったことも覚えてないっていうのよ。

けん爺：相当、判断能力に問題があるようじゃの。

ろく美：そうなのよ。家族の方も困っているのよ。

けん爺：それなら、成年後見制度を利用すればいいのじゃ。

ろく美：何それ？

けん爺：精神上の障害によって判断能力に問題がある場合、裁判所が後見人等を選任するというものじゃ。

ろく美：後見人というのは聞いたことがあるわ。

けん爺：簡単にいうと、後見人が、本人に代わって、財産を管理したり、契約をしたりできるようにするのじゃよ。

ろく美：お婆ちゃん、とても一人暮らしは出来なさそうだから、施設の入所を考えているようなんだけど、そういう契約も後見人がするの？

けん爺：そうじゃよ。後見人が施設との契約をして、本人の財産から入所費用の支払いをするのじゃよ。

ろく美：じゃあ、お婆ちゃんが以前のように高額な商品を買ってしまった場合はどうなるの？

けん爺：後見人が契約を取り消すことが出来るのじゃ。

ろく美：それなら、安心ね。けん爺も、時々、よくわからない高価な骨董品を買っているようだけど、後見人を付けてもらった方が安心じゃないの。

けん爺：ワシはまだまだ元気じゃ！



編集後記

北陸新幹線が開業した事もあって、県外の友人・親戚などから金沢に行ってみたいという声を多く聞きます。また兼六園周辺を歩いていると、外国の方から道を聞かれる機会が多くなり、英語で道案内できるように勉強したいと思います。(市川)